

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981) 南港市場 (06-6675-2020)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	取引参加者（卸売業者、仲卸業者、売買参加者を除く。）に対する処分
概要	取引参加者（卸売業者、仲卸業者、売買参加者を除く。）が、大阪市中央卸売市場業務条例、同条例施行規則若しくは同南港市場施行規則又はこれらに基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」といいます。）をしたときは、行為の中止命令等の措置を講じることがあります。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第69条第4項及び第6項（昭和46年条例第40号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	<p>◎違反行為を行った取引参加者（卸売業者、仲卸業者、売買参加者を除く。）に対し、次に掲げる処分をすることがあります。</p> <p>(1) 違反行為の中止、変更その他の是正命令 (2) 50,000円以下の過料納付命令 (3) 6月以内の期間を定めた市場施設の入場停止命令</p> <p>◎法人たる取引参加者（卸売業者、仲卸業者、売買参加者を除く。）に対する処分に加え、取引参加者の業務として違反行為を行ったその代表者、代理人、使用人、従業員等の個人に対し、6月以内の期間を定めた入場の停止を命ずることがあります。</p> <p>◎処分の量定は、市場の適正・健全な運営への影響の程度、他の取引参加者の不利益の程度、行為者の過失の程度その他の事情を総合的に考慮して定めます。</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html
備考	—